尾道市の公金に係る入（出）金機管理業務

仕様書

この仕様書は、尾道市（以下「委託者」という。）が発注する次の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

１　委託業務の名称

　　尾道市の公金に係る入（出）金機管理業務委託

２　委託期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日

３　履行場所及び設置機器等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 所　　在　　地 | 設置機器 | 1日平均取扱金額（円） | 備考 |
| 尾道市役所本庁舎 | 尾道市久保一丁目15番1号 | 入出金機 | 30万 |  |
| 衛生施設センター | 尾道市長者原一丁目220番地75 | 入金機 | 50～100万 |  |
| 因島総合支所 | 尾道市因島土生町7番地4 | 入出金機 | 10～20万 |  |
| 南部清掃事務所 | 尾道市因島重井町5308番地1 | 入金機 | 5～15万 |  |
| 御調支所 | 尾道市御調町市245番地 | 入金機 | 3～5万 |  |
| 向島支所 | 尾道市向島町5531番地1 | 入金機 | 5～10万 |  |
| 瀬戸田支所 | 尾道市瀬戸田町鹿田原1番地9 | 入金機 | 3～10万 |  |

４　業務内容

（１）機器の設置

履行場所の事務所内の委託者が指定する位置に入金機又は入出金機を契約締結日から履行の開始日までの間で委託者が指定する日に設置すること。

（２）入金機及び入出金機の仕様

ア　機械警備（オンラインによる監視を含む。）が行われること。

イ　委託者の職員が立ち会わずとも回収が可能な機器を設置すること。

ウ　入金した紙幣、硬貨が金種別に数えられ、結果が印字されること。

エ　履行場所ごとの入金情報がオンラインで管理できること。

オ　入金機に保守がかけられていること。（消耗品も含む）

　　カ　令和６年７月の新紙幣にも対応できること。

キ　通信回線は、無線による回線を原則とすること。

ク　外形寸法 650（Ｗ）×1,500（Ｈ）×700（Ｄ）ｍｍ以内とする。（つり銭保管庫等を含む。）

ケ　紙幣合計2,000枚以上，硬貨3,000枚以上を収納できること。

コ　両替機能に対応できること。**（入出金機のみ）**

（３）現金回収

受託者は、入金機及び入出金機（以下「入金機等」という。）に入金された現金について、委託者の業務に支障が生じないよう、回収を行うこと。回収する時刻は、開庁日の８時３０分から１７時１５分までの間とすること。

（４）投入した公金の振込

入金機等に投入した公金は、翌銀行営業日に委託者が指定する銀行口座へ入金すること。

５　納入作業及び動作確認

（１）入金機等の納入に際しては、委託者の指示に従い実施すること。

（２）入金機等の設置場所については、事前に委託者と協議すること。協議の結果、配線工事等が必要な場合は、委託者で負担する。

（３）納入後、設置した入金機が正常に動作することを確認すること。

（４）入金機は防犯上対策の講じられた設置方法にて固定すること。

６　損害賠償補償

入金機等に投入された公金に損害を生じた場合は、受託者が全額その損害を負うものとする。ただし、次に掲げる受託者の責によらない場合は、賠償の義務を負わないものとする。

（１）天災地変による不可抗力の損害

（２）戦争、暴動、政治的または社会的騒乱、その他、類似の事故による不可抗力の損害

（３）法令又は公権の発動による輸送の差止め、開装、没収等による不可抗力の損害

（４）受託者の責によらない交通の停滞又は渋滞でやむを得ない場合の遅延損害

（５）受託者の責によらない収納金及びつり銭資金の勘定不都合による損害